

招集ご通知 2 3 ページに記載の「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」は、本年 5 月 1 日以降のものでありますので、前年度末日（平成 27 年 3 月 31）時点のものを、ご参考として掲載しております。

### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

(平成 27 年 3 月 31 日時点)

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

#### 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

#### 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

以 上

招集ご通知 24 ページから 26 ページに記載の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針は、平成 27 年 4 月 9 日以降のもので、前年度末日（平成 27 年 3 月 31 日）時点の基本方針を、ご参考として掲載しております。

## 内部統制システム構築・整備についての基本方針 （平成 27 年 3 月 31 日時点）

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号前段ならびに会社法施行規則（以下「規則」という）第 100 条第 1 項第 4 号）

「古河電工グループ理念」「古河電工グループ C S R 行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、C S R・リスクマネジメント委員会、総務・C S R 本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。

コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。

カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。

コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・C S R 本部 C S R 推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。

反社会的勢力に対しては「古河電工グループ C S R 行動規範」第 7 項の 4 で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・C S R 本部人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（規則第 100 条第 1 項第 1 号）

取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。

取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

### 3. 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制（規則第 100 条第 1 項第 2 号）

取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。

各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。

「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とし、事業部門管掌役員、セールス・マーケティング部門長、本部長および社長が指名する事業部門長からなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

### 4. 財務報告の適正性を確保するための体制（金融商品取引法第 24 条の 4 の 4）

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」（J-SOX 対応基本方針）を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則第 100 条第 1 項第 3 号）

中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。

取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。

部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

### 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則第 100 条第 1 項第 5 号）

「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。

子会社にはコンプライアンス責任者を置き、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。

主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則第 100 条第 3 項第 1 号）**

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

**8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則第 100 条第 3 項第 2 号）**

補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

**9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（規則第 100 条第 3 項第 3 号）**

監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。

内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。

取締役および各部門長は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

**10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（規則第 100 条第 3 項第 4 号）**

監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。

監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。

内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。

その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

以上